

通訳ボランティア制度要綱

(目的)

第1条 この制度は、日本語を母語としない人たちへの支援の一環として、公益財団法人広島平和文化センター(以下「センター」という。)が、通訳ボランティア(以下「ボランティア」という。)を登録し、非営利的な機関・団体等への派遣などを通して、市民レベルの国際交流や国際理解の増進及び多文化共生社会の推進を図ることを目的とする。

(ボランティアの活動内容)

第2条 ボランティアの活動内容は、次の各号のとおり。

(1) ボランティアの派遣

広島市内で開催される国際交流イベント等における接遇、広島市内の区役所等行政機関窓口及び学校等での簡単な通訳にボランティアを派遣する。派遣申請者は、原則としてセンターが認める非営利的な機関、団体等に限る。

なお、区役所等行政機関窓口及び学校等へのボランティアの派遣は、原則として月～金曜日の午前9時から午後5時までの間とし、活動時間は、原則として1回2時間程度とする。

(2) トリオフォンによる通訳

次の各号の依頼があった場合、センターからボランティアに電話を掛け、三者通話ができる電話(トリオフォン)により、通訳を行う。

ア ボランティアの派遣の際、電話で対応できる簡易な内容や緊急を要する場合

イ 国際交流ラウンジや外国人市民の生活相談コーナーでの相談等に対して通訳できる者がいない場合

(ボランティアの登録)

第3条 次の各号の全てを満たす者を、ボランティアとして登録する。

- (1) この制度の趣旨を理解する者
- (2) 広島市内もしくは近郊に居住する者
- (3) センターが実施する研修会等に参加できる者
- (4) 依頼内容に応じて比較的自由な時間のとれる者
- (5) 通訳ができるレベルの語学能力を有する者
- (6) 通訳した内容について、守秘義務を順守できる者

2 登録の受付は、随時行う。

3 登録を希望する者は、所定の登録票(様式1)に必要事項を記入し、センターへ申し込む。

4 センターは、受付後、速やかに書類審査を行い、登録の可否を決定し、希望者に通知する。

(ボランティアの登録期間及び抹消)

第4条 ボランティアの登録期間は、登録日からその年度内までとする。登録継続の意向については毎年度1回確認する。

ただし、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することとする。

- (1) 本人から辞退の申し出があったとき
- (2) 本人と連絡が取れなくなったとき
- (3) ボランティアとしてふさわしくないと認められる事実が発生したとき

(ボランティアの派遣申請)

第5条 第2条第1項に規定するボランティアの派遣を希望する者は、原則として、活動日の1週間前（国際交流イベント等で5名以上のボランティアが必要な場合は2週間前）までに、センターに所定の派遣申請書（様式2）を提出しなければならない。

(ボランティアの派遣決定)

第6条 センターはボランティアの派遣申請書の内容を審査し、必要であると認めた場合は、登録者の中からボランティアの選考を行い、派遣候補者を選定する。

- 2 センターは派遣候補者に依頼内容を伝え、派遣の了解を得て派遣者として決定する。
- 3 センターは派遣依頼者に了解を得た派遣者を派遣する。

(報告書の提出)

第7条 ボランティアの派遣申請をした者は派遣終了後、1週間以内に実施報告書（様式3）をセンターに提出する。

- 2 ボランティアは活動終了後、1週間以内に活動報告書（様式4）をセンターに提出する。

(費用負担)

第8条 第2条第1号の活動については、実費弁償費としてセンターが1日1回の活動に対して2,100円（税込み）を支払うものとする。ただし、国際交流イベント等へのボランティアの派遣の場合は、派遣申請をした者が負担するものとする。

交通費以外のボランティア活動においてかかる費用は、原則として派遣申請した者が負担するものとする。

(ボランティアへの報酬)

第9条 ボランティアへの報酬は、原則として無償とする。

(委任規定)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、国際交流・協力課長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月11日から施行する。